

従業員 専従者 がいる方 年末調整をお忘れなく！【提出期日1月21日(月)】

専従者・従業員への給与をお支払いの方は、源泉所得税の年末調整と7～12月分の支払給与額の報告及び源泉所得税の納付を年内最終の給与支払日以降に行う義務があります。青梅青色申告会では、「年末調整指導会」として、次の通り、年末調整をはじめとする給与関係事務のサポートをいたします。

- 【場所】 申告会事務局
- 【対象者】 雇い人への給与や税理士等への報酬の支払いをおこなう個人事業者（源泉税を徴収しない方も含む）

※「給与支払事務所の開設届出書」を提出した方は、給与の支払いがなかった場合も納付書の提出による報告が必要です！

- 【持ち物】
- ・事業主、専従者、従業員本人のマイナンバー
 - ・専従者、従業員ごとの支給内容を記載した「源泉徴収簿」（扶養親族がいる場合はその方のマイナンバーも記載してください）
 - ・専従者、従業員に関する以下の情報・書類等
 - ①配偶者、扶養親族の方の生年月日・年収・所得の金額等
 - ②平成30年中に支払った国民健康保険税の総額
 - ③平成30年分国民年金保険料の控除証明書
 - ④生命保険・地震保険の控除証明書
 - ⑤その他必要な資料
- ※不明な点がございましたら事前に事務局へお問合せください

年末調整とは？

人を雇って給与を支払った場合には、その支払金額に応じた所得税及び復興特別所得税を差し引くことになっています。しかしその金額は概算であるため、1年の給与が確定する12月に調整をする必要があります。これを「年末調整」といい、扶養親族や生命保険などの控除額を計算し正式な所得税額を確定させ、払いすぎている方には還付、足りない方からは徴収をします。その後、源泉徴収票を作成し市区町村等に提出します。

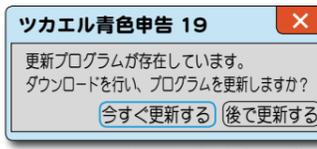
まだ間に合う！事前の記帳点検

1月21日(月)までは記帳内容の点検を行ってあります。事前に点検をしておく、記帳漏れや決算指導時の持ち物の確認などができ、スムーズに進みます。ご予約のうえご来館ください。



会計ソフトの更新のお願い

各会計ソフト（弥生、ツカエルなど）から更新プログラムが随時インターネットを経由して送られてきています。更新の案内が出ましたら、更新作業を必ず行ってください。



ツカエル青色申告更新画面サンプル

1月～3月は駐車場が大変混雑します

1～3月は年末調整、決算指導会で駐車場が大変混雑いたします。止められる台数が限られておりますので、公共交通機関または近隣の有料駐車場をご利用いただきますようご協力お願い致します。なお一番近い駐車場は、西友の30分100円の平地駐車場になります。



会費等の口座振替のご案内

青色共済 4月8日(月)
加入者お一人 6,000円
(2019年5月～2019年10月分)

青色申告会会費 5月7日(火)
6,000円(2019年4月～2019年9月分)
前日までに残高の確認をお願い致します



青色申告会員必携の配布中

ご希望の方は申告会へお越しください。部数は用意しておりますが無くなり次第終了となります。また、配送は行いませんのでご了承ください。

“ドローン教室” 青色申告会主催

青梅第三小で創立145周年記念の空撮
申告会会員・戸澤氏によるドローン教室が行われました。校庭に“145”と“三小”の人文字を作り空撮を実施。その後教室に入り、ドローンに触れて技術の高さを体感してもらいました。



LINE@ 始めました

源泉、年末調整、会費の引落日や決算の予約開始など申告会からお知らせをご案内します。こちらのQRコードを読み取っていただき“友だち登録”をしてください。



無料相談室のお知らせ

地元弁護士による法律相談を無料で行っております。全て予約制となっております。ご希望の方は事務局までご連絡ください。



※生命保険相談は1～3月はお休みさせていただきます

弁護士 「売掛金の回収トラブル」「相続」「不動産トラブル」など **随時受付中**

田中法律事務所
青梅市東青梅5-16-19

パナソニックホームズの 特典② **パナソニック家電 50万円分プレゼント!**

家づくりサポート

日曜開館日のお知らせ

1月27日、2月24日、3月24日

休館のお知らせ

12月28日(金)午後～1月3日(木)
1月12日(土)、22日(火)
3月16日(土)、23日(土)
および日曜・祝日

(一社) 青梅青色申告会

〒198-0031 青梅市師岡町4-7-25
TEL: 0428-23-0108 FAX: 0428-22-4788
e-mail: info@ome-aiiro.com
HP: http://www.ome-aiiro.com
受付時間: 平日9:00～17:00
土曜9:00～12:00(第二土曜除く)
休館: 土曜午後、第二土曜、日曜祝日



(一社) 青梅青色申告会

あおいろ だより

VOL. 157 - 平成31年1月号 -



平成31年 新年のごあいさつ



新年あけましておめでとうございます。まもなく平成の御代が終りを告げる初春です。それぞれの皆様には平成の30年間はどのような時間でしたでしょうか。青年は壮年になり、壮年は老年になりました。ひとつの時代の転換には30年という時間の流れが必要と思われれます。平成は怒涛のような技術革新の時代と位置づけてよいのではないのでしょうか。IT(情報技術)とか、AI(人工知能)とかアルファベットであらわされる高度で精巧な技術ですが、世界レベルで日本は出遅れているそうです。しかし、老年になった私自身には心身ともに疲労を感じる変革の早さでした。これでいいのかという疑問が常に湧いてきます。流れに棹さす力も勇気もありませんが、いずれの時代にも、次世代の方々の智慧に負う他はありません。青色申告会は日本を支える中小企業者の集まりです。税を担う大切な機関です。税を何に使うかを考える、また行使の力もある機関であると考えています。ところで今年は10月1日より消費税が10%に引上げられます。軽減税率8%との複数税率になります。これに対応して申告納税を行うべく準備が必要です。もう一つの大きな流れは、電子商取引(キャッシュレス経済)です。「治安の良さ」「現金に対する高い信頼」など他国に比べ、社会情勢が安定している我が国では進歩状況はゆるやかですが、政府は2025年までにキャッシュレス決済比率を現在の20%程度から40%までに引き上げたいとしています。確実に新しい波が押し寄せています。当会におきましても、このような時代の変化に即応して、次世代に上手にわたしていかなければなりません。皆様のお力添えをお願いして新年を迎えたいと思います。今年もどうぞよろしく願い申し上げます。



一般社団法人 青梅青色申告会 会長 角田 俊一

新年あけましておめでとうございます。平成31年の年頭に当たり、謹んでお慶びを申し上げます。角田会長をはじめとする役員並びに会員の皆様方には、地域に密着した活動を一致協力して展開されており、また、各種指導会等を通じての青色申告の普及・発展など、税務行政の円滑な運営に深い御理解と多大な御協力を頂いておりますこと心から御礼申し上げます。昨年は、1月の豪雪に始まり、6月の大阪北部地震、7月上旬の西日本豪雨、7月下旬には日本全国で猛暑が続く中、青梅市では都内観測史上初の気温40.8度を記録し、9月には連続して発生した大型台風の上陸、北海道胆振東部地震が相次ぎ、多くの天災に見舞われた年ではありました。スポーツ界では数多くのスキャンダルが報じられる中で、大坂なおみ選手の全米オープン制覇や、平昌冬季五輪では過去最多となるメダル13個の獲得など明るい話題も数多くありました。本年は、「猪突猛進」の亥年でもあり、何事にも目標に向かって積極的に取り組み、飛躍の年となりますよう願っております。さて、まもなく平成30年分の所得税及び復興特別所得税、消費税等並びに贈与税の申告の時期を迎えますが、会員の皆様方の確定申告におきましては、ID・パスワード方式の導入により更に利便性が増したe-Taxや「確定申告書作成コーナー」を活用いただくなどの対応をして頂き、早期提出に御協力をお願い申し上げます。また、本年10月に控えております消費税法改正についての対応につきましてもなにとぞ御協力をお願い致します。結びに当たり、会員の皆様方の益々の御健勝と事業の御繁栄並びに一般社団法人青梅青色申告会の益々の御発展を祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。



青梅税務署長 四元 誠

青梅青色申告会会員の皆様には、お健やかに新年をお迎えのことと存じます。また、角田会長をはじめ会員の皆様には、旧年中は、八王子都税事務所並びに青梅都税支所の業務に多大なご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。年明け、東京2020大会の開会まで、あと1年余りとなりました。東京都では、開催準備を着実に進めるとともに、急速に進む人口減少と高齢化への対応、待機児童の解消や首都直下地震を見据えた都市づくりなど、誰もが安心して暮らし、いきいきと輝ける社会を築くための施策を推進してまいります。私ども、八王子都税事務所と青梅都税支所も五輪の成功とその後の「新しい東京」実現を財源面から支えるべく、納税者サービスの向上、適正・公平な賦課・徴収事務とともに、都税収入の確保に全力で取り組み、地域の皆様に理解と信頼をいただける税務行政の推進に努めてまいります。青梅青色申告会会員の皆様におかれましては、本年も引き続き、八王子都税事務所並びに青梅都税支所へのご支援・ご協力の程、お願い申し上げます。結びに、新しい年に青梅青色申告会のご事業のさらなる飛躍を祈念して、新年のご挨拶といたします。



八王子都税事務所長 佐伯 文博

◎ 平成 30 年分の所得税等の相談・申告書の提出と納税について

【所得税及び復興特別所得税】

平成 31 年 2 月 18 日（月）～ **3 月 15 日（金）**【受付】午前 8 時 30 分～**午後 4 時まで**

※ 還付申告の場合は 2 月 18 日（月）以前でも行えます

【贈与税】 … 平成 31 年 2 月 1 日（金）～ **3 月 15 日（金）**

【個人事業者の消費税及び地方消費税】 … 平成 31 年 1 月 1 日（火）～ **4 月 1 日（月）**

◎ 閉庁日の対応について

平成 30 年分確定申告期間中は、平日（月曜日～金曜日）以外にも、**平成 31 年 2 月 24 日（日）と平成 31 年 3 月 3 日（日）** に限り、「所得税及び復興特別所得税」・「贈与税」・「個人事業者の消費税及び地方消費税」の確定申告書等の作成のアドバイス（電話による相談を除きます）用紙の配布及び確定申告書等の提出の受付を**立川税務署にて行います。**（立川税務署：立川市緑町 4 番地の 2 立川地方合同庁舎 3 階）

※ **青梅税務署では執務を行っておりません。**

※ 会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがありますので、お早目にお越しください。

※ 当日は国税の領収及び納税証明書の発行は行っておりません。

※ 納付書で納付される場合は、納付書に金額等をご記入の上、お近くの金融機関で必ず納期限までに納付してください。

◎ 青梅税務署の駐車場はご利用いただけません

平成 30 年分確定申告期間中、**平成 31 年 2 月 1 日（金）から 3 月 15 日（金）**まで青梅税務署の駐車場はご利用いただけません。

青梅税務署へお越しの際は、公共交通機関またはお近くの有料駐車場をご利用ください。

◎ 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では画面の案内等に従って金額等を入力すれば、所得税及び復興特別所得税・個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告書や青色決算書などを作成できます。作成したデータは e-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用して提出するほか、プリントアウトして「書面」により提出することもできます。

◎ ID・パスワード方式の導入で e-Tax の利用手続きがより便利になります

「ID・パスワード方式の届出完了通知」に記載された e-Tax 用の ID・パスワードを利用して e-Tax を行う方法です。マイナンバーカードと IC カードリーダーは不要です。

「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行は、税務署で職員による本人確認を行った上で発行しますので、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

なお、平成 30 年 1 月以降、確定申告会場などで既に ID・パスワード方式の届出完了通知を受け取られた方は、平成 31 年 1 月からご利用いただけます。※マイナンバーカード及び IC カードリーダーが普及するまでの暫定的な対応です。

◎ 平成 29 年分において電子申告等ご利用の方へは確定申告書等が送付されません

平成 29 年分において電子申告（電子送信だけでなく、国税庁ホームページ等を利用してパソコンで確定申告書を作成し、書面で提出した場合も含みます）により確定申告を行った方へは、平成 30 年分の確定申告書等が送付されませんので、引き続き電子申告をご利用願います。

◎ マイナンバー記載のお願い

税務署にご提出いただく申告書については、マイナンバーの記載が必要であるとともに、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

◎ 振替納税・e-Tax（国税電子申告・納税システム）での納付をご利用ください

「所得税及び復興特別所得税」・個人事業者の「消費税及び地方消費税」の納付は、金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされる振替納税や自宅やオフィス等からインターネット等を利用した e-Tax（国税電子申告・納税システム）が便利です。是非ご利用ください。

◎ QR コードを利用したコンビニ納付手続の開始について

コンビニ納付は、従来、税務署から交付又は送付されたバーコード付の納付書がなければ利用できませんでしたが、平成 31 年（2019 年）1 月 4 日（金）以降、自宅等において納付に必要な情報（氏名や税額など）をいわゆる「QR コード」（PDF ファイル）として作成・出力することにより可能となります。



※詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください

青梅税務署より
お知らせ



「平成 30 年分決算指導会」ご予約受付開始のお知らせ

決算・申告シーズンまで間もなくです！青梅青色申告会では、「決算指導会」として、次の日程で会員の皆様の決算書作成・個別サポートをおこなってまいります。直前になりますとご予約が取りづらくなりますので、お早めのご連絡をお願いいたします。

■ 所得税の決算指導会

【日 時】平成 **31 年 1 月 23 日（水）** ～ **3 月 15 日（金）** <日曜(1/27、2/24 以外)・祝日は休館>

【時 間】[平 日] 9～12 時 / 13～17 時 <最終受付 16 時 00 分>

[土 曜 日・日 曜 日(1/27、2/24)] 9～12 時 <最終受付 11 時 15 分>

【指導内容】 帳簿の決算整理、決算書類等作成方法の指導

※帳簿内容の確認はいたしかねますので、必ず事前に記帳点検にお越しください



■ 消費税の決算指導会

【日 時】平成 **31 年 3 月 18 日（月）** ～ **4 月 1 日（月）** <3/17、21、23、31 は休館>

【時 間】[平 日] 9～12 時 / 13～17 時 [土 曜 日・日 曜 日] 9～12 時

【指導内容】 消費税の決算書類等作成方法の指導

【費 用】 「決算指導会」期間中は、ご来館された皆様に費用をご負担いただいております

※詳しくは、下欄の「決算指導会」期間中の費用ご負担について”をご覧ください

【ご 予 約】 予約優先期間中は、原則おひとり 1 時間のご予約制となります

※当日受付の場合、長時間お待ちいただくことや日を改めていただく場合もございます

予約
受付中

平成 31 年 1 月 23 日（水）～ 3 月 15 日（金）、3 月 18 日（月）～ 4 月 1 日（月）分

※ **3 月 11 日（月）～ 3 月 15 日（金）** はご予約を受けずご来館順に承ります

★ご予約・お問合せは青梅青色申告会事務局まで ☎ **0428-23-0108**



「決算指導会」期間中の費用ご負担について ※「決算指導会」期間以外は、原則的に費用のご負担はございません

「決算指導会」期間中に来館された皆様に費用をご負担いただいております。予めご了承ください。

<所得税> 基本金額 2,000 円～（1 時間、記帳方法やサポート内容に応じる） / 2 時間以降 1 時間につき 2,000 円

<消費税> 基本金額 1,000 円～（1 件、記帳方法やサポート内容に応じる）

※決算申告期は原則として決算申告サポートのみとさせていただきますが、そのほかのサポート（記帳点検等）で来館される場合も上記金額をご負担いただきます

「税 理 士 相 談」

東京税理士会青梅支部の税理士の方々にご支援いただき、会員の皆様の申告に関するご相談をお受けします。

【日程】2 月 18 日～ 3 月 15 日（平日のみ）

【時間】10～12 時 / 13～16 時

（最終受付 15 時、原則おひとり 1 時間）

【費用】無料（続けて相談される方は別途費用）

※お電話で予約のうえ来所ください

空いていればご予約なしでも受付致します



退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増すには、どんなものがあるの？

制度の特長

1 経営者のための 退職全制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

契約者貸付けの利用が可能

契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

他にもこんな特徴があります。

2 掛金は 全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も 税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

Be a Great Small
中小機構

TEL:050-5541-7171 (共済相談室)

小規模共済

検索

